



#### 第4条（秘密管理体制）

受領者は、開示者の秘密情報を秘密に保持するため、限定された受領者の構成員等のみが使用し得るような秘密資料の保管体制を講ずるものとする。

#### 第5条（公表）

甲又は乙が秘密情報を含む公表（学会発表等）を行う場合には、事前に書面による申し出により協議することとし、開示者の書面による承諾を得た内容に限り、公表をすることができる。

#### 第6条（知的財産権の取扱）

本開示目的の甲乙間の開発の遂行において、発明又は考案が得られた場合は、その取扱いについて別途協議するものとする。

#### 第7条（秘密資料の保管および返還）

1. 受領者は、開示者より提供された秘密資料を善良な管理者の注意をもって保管し、開示者の事前の文書による承諾なくして写真撮影、スケッチ、複写または複製しないものとする。
2. 受領者は、秘密資料（本条1項の事前承諾のあった複製物も含む）について、開示者より要求あるとき、もしくは本契約終了のときは、直ちに開示者に返還するものとする。

#### 第8条（損害賠償の請求）

一方の当事者が本契約に違反した場合は、他方の当事者は違反当事者に対して合理的な範囲の損害賠償を請求することができる。

#### 第9条（除外事由）

以上にもかかわらず、受領者が以下の事由を立証できる情報については、受領者は本契約上の秘密保持義務を負わないものとする。

- ①受領者が開示者より開示を受けた時点で既に自ら保有している情報。
- ②受領者が開示者より開示を受けた時点で既に公知となっている情報。
- ③受領者が開示者より開示を受けた後で受領者の責によらないで公知・公用となった情報。
- ④受領者が開示者より開示を受けた後で正当な権利を有する第三者から合法的に入手した情報。

⑤受領者が開示者の秘密情報と関係なく独自に開発して得た情報。

#### 第10条（契約の有効期間）

本契約の有効期間は第2条4項の秘密保持開示期間と同一とする。ただし、第6条は本契約の期間満了または解除等により終了した後も2年間有効に存続するものとし、第3条、第5条、第8条、第10条は本契約の終了原因の如何を問わず、本契約の終了後も有効に存続するものとする。

#### 第11条（協議事項）

本契約に規定なき事項および本契約の解釈に疑義の生じた場合、契約当事者は、誠意をもって協議のうえ解決する。協議にて解決できない場合には、被告の住所を管轄する地方裁判所を第1審の専属管轄裁判所とする。

以上、本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上、各1通を保有する。

年 月 日

兵庫県神戸市西区学園西町8丁目2-1

甲：公立大学法人兵庫県立大学  
理事長 五百旗頭 真

乙：